

2018年第10回東アジア倒産再建シンポジウム第2セッション 中国におけるIT技術の活用と倒産手続の現状・展望

中国 池偉宏¹ Chi, Weihong

はじめに

2013年以降、中国最高人民法院は、周強院長（首席大法官）の指導の下、国民に身近な裁判及び市民のための裁判を目指して、「太陽裁判改革」（「裁判の情報公開に関する改革」）を進めてきた。具体的には、多元的な情報公開システムの整備、口頭弁論、審理の公開とともに、裁判手続、裁判文書及び執行情報公開に関する三つのプラットフォームを建設し、透明性、規範性、利便性を高める裁判手続を目指して改革を推進してきた。こうした裁判の情報公開の改革の背景の下、倒産事件の情報公開が不十分であった問題を改善するために、2016年1月21日、広東省深圳市中級人民法院（以下「深圳中級人民法院」）は、「倒産情報プラットフォーム」を創設した。これは、中国史上初の倒産情報プラットフォームである。深圳中級法院のウェブサイト（www.szcourt.gov.cn）からログインすると、倒産事件の審理に関する規定及び審理の進行状況などを確認することができ、公開されているアクセス方法により、担当裁判官と直接に連絡することも可能である²。深圳中級人民法院による「倒産情報公開プラットフォーム」の創設は、中国の裁判所における倒産情報公開の行き詰まりを打破し、実務上の問題を解決するための改革の試みとして、極めて重要な意義を有する。

2016年8月1日、中国最高人民法院は、「全国企業倒産更生事件情報ウェブサイト」（中国語は、「全国企业破产重整案件信息网」）である。以下、「倒産情報ウェブサイト」とする。<http://pccz.court.gov.cn>）を創設、公開した。このウェブサイトの創設により、中国の倒産手続におけるIT化の活用が相当なレベルに到達したことが示され、中国倒産法の歴史の一里塚として重要な意義がある。統計によると、2018年2月末までに、「倒産情報ウェブサイト」にアクセスした人（PV訪問者数）は1.33億人に上っている。同ウェブサイトに公開された裁判文書は21,745部、裁判官専用のプラットフォームに登録された倒産事例は21,762件である³。また、17,444名の者が裁判所の倒産管財人名簿に登録されており、うち6,439名が同ウェブサイトを通して倒産管財人として選任された。さらに、最高人民法院が同ウェブサイトに設置された「オンライン申立て予約」の利用状況について統計したところ、今年2月末までに同ウェブサイトを通じて提出された倒産申立てのオンライン予約件数は計62件であった。私は光栄なことに、この中国最高人民法院倒産情報プラットフォームプロジェクト委

¹ 池偉宏、北京市天同法律事務所シニアパートナー、中国最高人民法院破産更生情報プラットフォームプロジェクト委員会のコアメンバー。元深圳中級人民法院裁判長。

² 「中国史上初の倒産情報公開プラットフォーム、広東深圳で誕生！」（中国語：《全国首个破产信息公开平台广东深圳诞生》）参照，《人民法院報》2016年2月15日，最高人民法院ホームページ <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-16641.html>。

³ 中国法院網 <https://www.chinacourt.org/article/detail/2018/03/id/3219396.shtml> 参照。

員会のコアメンバーであり、本日のシンポジウムで、当該プラットフォーム及びウェブサイトを創設した経緯及び今後の展望について紹介させていただく。なお、以下で述べる内容は、私の個人的な見解に基づくものであることをあらかじめ断りたい。

一. 倒産情報プラットフォームの構成と目標

中国最高人民法院の倒産情報プラットフォームは、倒産情報ウェブサイト、裁判官専用プラットフォーム、管財人専用プラットフォームの三つの部分によって構成されている。倒産情報ウェブサイトは、情報を全面的に公開する原則に従い、倒産事件に関する情報を対象者に応じて公開している。したがって、スポンサーは、同ウェブサイトには設けられている「債務者情報開示」という項目から、倒産企業の情報を手に入れることができる。そのみならず、同ウェブサイトを通して自らの投資ニーズを開示し、倒産企業の最新の動向を知り、管財人と随時ウェブ上コミュニケーションをすることが可能となっている。債権者、債務者及び株主等の利益関係者は、同ウェブサイトを利用して、倒産法上の所定の権利を行使することができる。例えば、予約申立て、債権届出、異議申立て、債権者会議への参加、投票などをウェブで行うことができる。周強院長によると、「全国倒産情報ウェブサイト」を創設した趣旨は、①最新の倒産事例を収録し、審判の流れを全て開示すること、②債権者、債務者企業、スポンサーと裁判所の連絡をスムーズにすること、③倒産手続の効率を高めること、および④適法・公正な倒産手続を保障することにあるとされる⁴。

倒産情報ウェブサイトを創設した目標については、以下の三点にまとめることができる。**第1に、裁判の公開を徹底することである。**すなわち、同ウェブサイトにおいて行われている操作の履歴がすべて自動的に記録されることにより、倒産審理の流れが公開されている。これにより、裁判官の廉潔と司法の公平が確保され、可能な限り裁判の透明性・公正性を向上することもできる。**第2に、倒産事件の難問を解決することである。**近年、倒産事件の受理及び更生企業への融資の確保が非常に困難な状況となっており、その早急の解決が緊急の課題となったところ、倒産情報ウェブサイトを通じて、一般市民は裁判所で行う倒産手続を監督することが期待でき、その結果倒産申立ての受理件数増加も促進されることが期待できる。また、権威的でかつ統一された情報プラットフォームを通じて、倒産債務者の情報が開示され、実力のあるスポンサーからの新たな融資を誘致することができる。**第3に、一般市民の倒産手続への理解を深めることである。**言い換えれば、倒産情報の公開により、一般市民が倒産法制に関して正確に理解し、法的倒産手続に関する宣伝を強化することができ、これにより

⁴ <http://www.chinanews.com/gn/2016/08-01/7958348.shtml>
中国倒産更生情報プラットフォームに関する英語の紹介について、以下の文献参照。JIN Chun, 'How technologies and innovation are driving Chinese insolvency law developments: new Supreme People's Court bankruptcy information platform', International Corporate Rescue (UK), Volum15, Issue 1, 2018.

当事者の正当な権利がより良く保護されるとともに倒産制度の改革を促進することができる。

二. 倒産情報ウェブサイトの機能

「全国企業倒産更生事件情報ウェブサイト」から (<http://pccz.court.gov.cn>) 直接に閲覧できる情報は全国的ないし国際的に無料で公開されている。これに対して、債権者、管財人などの特定主体は、身分認証を行った後に特殊の ID とパスワードを取得して同ウェブサイトログインすれば、これらの特定主体のみに公開される情報を取得することができる。なお、ホームページの右上にある「管財人プラットフォーム（中国語「管理人平台」）」のボタンは、管財人専用のプラットフォームの入り口である。そこから、倒産管財人は、予め付与された ID とパスワードを用いて「管財人プラットフォーム」にログインすることができる。さらに、「裁判官プラットフォーム（中国語「法官工作平台」）」もあるが、これは各裁判所の内部システムである。訴訟当事者の個人情報を保護するために、裁判所の内部システムは、一般人に公開されている倒産情報ウェブサイトから独立されたものとなっている。すなわち裁判官プラットフォームのポータル（入口）は、倒産情報ウェブサイトではなく、裁判所の内部管理システムに設置されている。

倒産情報ウェブサイトにおいては、主に債務者情報、倒産手続の公告、プレパッケージの公告、裁判文書、倒産ニュースと最新の動き、最高人民法院等で選ばれた典型判例などを閲覧することができる。中でも「注目を集める問題（中国語「焦点追踪」）」の項目に掲載されている案件は、世間の注目が集まっている重要な事例である。例えば、東北特鋼更生事件、重慶鋼鉄更生事件等が挙げられる。これらの事例をクリックすると、当該事件に関する様々な情報が示される。具体的には、債務者情報、事件番号、管財人の名称、管轄裁判所、受理日などの内容が含まれている。債務者情報という項目の下では、さらにいくつかの項目があり、工商行政管理局「（以下「工商局）」*に登録されている倒産企業の情報、財務諸表（決算報告書など）、係属中の訴訟又は仲裁、倒産手続開始決定公告、オークションの公告などが含まれている。そのほかに、「債務者情報（中国語「债务人信息」）」という項目においては、企業の住所、業種、設立時の資本金、従業員の数などがあるので、これに基づき全国の倒産事件を検索することができる。

次に、「オンラインサービス（中国語「网上服务」）」というボタンをクリックすると、予約申立て、事件の進行状況確認、債権届出、債権者集会、書類の提出、送達及び投票などをオンラインで行うことができる。とりわけ、オンライン予約申立システムを用いることにより非常に便利に倒産申立てができるようになった。また、オンライン申

* 訳者注：「工商局」は、中国の県レベル以上の政府工商管理機関である。中国においては、「工商局」これは総合的な经济管理機関であり、主に（合弁企業などを含む）企業の設立管理、市場管理、商標登録管理、広告管理、経済契約管理などの任務を負っている。

立予約には、全ての操作履歴が自動的に記録されるため、同ウェブサイトを通じた最高人民法院の各地の裁判所に対する監督（モニタリング）も期待される。具体的に、この機能を設計した本来の趣旨は、かねてから指摘された倒産事件の「受理困難」の問題を解決するところにあった。実は、委員会のメンバーとして、わたくしは当時、「オンライン申立」の導入を提案した。つまり、現在利用されている「オンライン申立予約」と比べてより大胆な設計である。両者の間の根本的な違いは、その法的効果である。前者は、オンラインによる申立てが裁判所の窓口での申立と同様の法的効果を有しているため、原則として申立人が裁判所に行く必要がない。これに対して、後者では、オンラインでの予約が成立したとしても、一定の期間内に、申立人は裁判所に申立ての書類を提出する必要がある。この点に関して、中国最高人民法院は、過度の大胆な改革が各地方裁判所に及ぼす負担を考慮し、慎重論に偏り私の提案を採用せず、より保守的な「オンライン申立予約」システムを採用した。このシステムであるが、詳しくは、債権者と債務者は当該ウェブサイトでアカウントを作成する際、実名で個人情報を登録しなければならない。次に、その信憑性がウェブサイトのバックグラウンドで公安機関（警察機関）のシステムによって直接検証され、申立人の身分認証が行われれば、取得した ID やパスワードを入力し、ウェブサイトからログインし、予約申立てをすることができるようになる。オンライン申立て予約の書類が倒産情報ウェブサイトアップロードされた後、裁判官は当事者の倒産手続開始の申立てが適法であるかどうかについて意見を示す（翻訳者の注：日本法的に言えば、ここでの裁判所の役割は「訴状審査」に類似する）。裁判所は当該倒産申立が適法であるとの意見を示す場合は、直ちに申立て書類の正式な提出を申立人に通知しなければならない。倒産申立の審理に対する管理・監督を容易にするために、オンライン申立予約においては、上級裁判所が下級裁判所を監督することができるシステムも整備されている。すなわち、予約申立を受けた下級裁判所が一定の時間内に意見の返答等処理をしなかった場合、倒産情報ウェブサイトのシステムから自動的に上級の裁判所に通知される。オンライン申立予約の設立により、当事者の権利が保障されるとともに、倒産申立件数が急増してきたといえる。2017年では、9,542件の倒産申立があったが、これは前年に比べ68.4%増加し、このうち既済の件数は6257件であるが前年と比べ73.7%増加したこととなる⁵。

次に、「オンライン通信」と「オンライン債権者集会」（中国語「网上沟通」、「网上债权人会议」）の項目も、同ウェブサイトには設置されている極めて重要な機能である。「オンライン通信」の機能により、債権者、債務者、スポンサー、その他の利害関係者と裁判官や管財人との情報交換ができるようになってきている。具体的には、裁判官や管財人が、この通信機能を通して、当事者からの疑問に回答しフィードバックを行っている。

⁵ 刘貴祥「人民法院による企業倒産法制環境の最適化改革により、経済発展を協力する（中国語：《人民法院优化企业破产法治环境、服务经济高质量发展新闻发布稿（2018年3月6日）》）」。 <http://pccz.court.gov.cn/pcaixxw/pcnews/newsxq?id=ECD01312728C1088518CC23F75CFB1CB>

債権者は、「オンライン通信」のプラットフォームにおいて、予約申立て、手続進行の確認、債権届出、異議申立て、債権者集会への参加、投票、アップロードされた法律文書を受け取ることができる。債権者にとってこのウェブサイトは、簡便に債権回収を図るオンラインサービスを提供するシステムとなったのである。債務者は、債権者と同様に上記のオンラインサービスを利用することができるほか、自己倒産の申立て、債権者の倒産申立てに対する異議申立てを提出することができる。

スポンサーは、倒産情報ウェブサイトを通して、投資情報を手に入れることができる。スポンサーのニーズを満たすために、倒産情報ウェブサイトでは、倒産企業の情報を集中的に公開する。例えば、手続の流れ、スポンサーが注目する企業の財政状態を表示した貸借対照表、企業が主に取り扱う商品の情報、企業のコーポレートガバナンスの仕組み、マーケティング戦略など様々な情報が含まれている。これは、更生手続における融資困難の問題に対して正面から取り組み、実力のあるスポンサーの資金提供ないし融資を引きつけ、更生手続の成功率を高めることを目的としている。

裁判官のプラットフォームは、倒産事件を担当する裁判官専用のウェブサイトである。そこでは、裁判手続を効率的に管理することを目的として、裁判手続及び裁判文書の電子化・自動化を推進するとともに、倒産開始決定の記録、管財人の選任、倒産事件審理に対する監督など、全てオンラインで行われることとなっている。管財人のプラットフォームは、管財人が自らアクセスし、操作できるものである。管財人と裁判官のプラットフォームはそれぞれ独立しているが、そこに含まれる情報は倒産情報ウェブサイトを通じてリンクすることができるものがある。すなわち、この二つのプラットフォームにおいては、倒産申立・受理、管財人の選任、債権届出などの手続をオンラインで行う。また、管財人と裁判所が主導する手続の電子化（ペーパーレスの改革）が実現されている。なお、裁判官同プラットフォームにおける技術を通じて管財人の職務遂行を管理・監督することが可能である。

三. 倒産情報ウェブサイトにおける情報開示義務

倒産情報ウェブサイトの運営を確保するために、2016年7月26日、最高人民法院は、「企業倒産事件情報公開に関する規定（《关于企业破产案件信息公开的规定（试行）》）」（以下「倒産情報公開規定」）、「倒産事件に関する裁判官プラットフォームの使用マニュアル」「倒産管財人プラットフォームの使用マニュアル」を公布した。このうち、倒産情報ウェブサイトにおける情報公開の範囲、内容、効力等を全体的に規定しているのは「倒産情報公開規定」である。以下では、「倒産情報公開規定」および倒産情報ウェブサイトを利用した実務経験を踏まえて、ウェブサイトによる情報開示の義務についてさらに詳しく説明していく。

情報公開により裁判の公正を促すことは、最高人民法院が倒産情報ウェブサイトを構築する際に提唱した重要な方針の一つである。したがって、異なる主体の異なるニ

ーズを踏まえて「倒産情報公開規定」に定められた情報は、原則としてウェブサイト
に公開されなければならない。すなわち、倒産に関する情報は、国家秘密、営業秘密、ま
たはプライバシーが含まれない限り、法律に基づいて開示されるべきである。この開
示義務は、具体的に、倒産事件の利害関係人の差異を踏まえて、裁判所による情報開
示、管財人による情報開示、さらに債務者による情報開示という三種類に分けられる。

まず、裁判所が開示すべき情報として、①倒産手続の進行状況、②各種公告、③裁判
文書、④裁判所が開示すべきと考えるその他の情報、の四つが挙げられる。

管財人が開示をしなければならない情報は、①債務者情報、②スポンサーの募集の
公告（お知らせ）、③管財人の職務内容、④倒産手続において管財人が作成した公告等
のお知らせ、⑤管財人が作成した報告書等の倒産関係の法律文書、⑥裁判所によって
認可された更生計画、倒産財産配当計画および和解契約、⑦倒産管財人が開示すべき
と考え、かつ裁判所がその開示を許可したその他の情報、等である

債務者に開示を義務付けられた情報については、①工商管理局に登録されている事
業者情報、②最新の年次報告書、③貸借対照表、④訴訟・仲裁に関する基本情報という
4つの情報となる。

この他に管財人はスポンサーとの合意に従って、以下の情報をスポンサーに対して
開示することができる。すなわち、①倒産債務者会社の資産および経営状況に関する
情報、②係属中の訴訟および仲裁に関する詳細など情報、③スポンサーが求めるそ
他の情報などである。

四. 倒産手続の IT 化の更なる発展

倒産情報ウェブサイトの中には「倒産公告」という項目があり、これには競売公告も
含まれているが、倒産情報ウェブサイト自身はネット競売の機能を有していない。こ
の点に関して、近年、中国では、最高人民法院の許可を得た上で「アリババ」、「京東」
などのネット通販の会社がネット司法競売の業務を行っている。そこにおける司法競
売の発注者は、倒産事件が係属している下級審裁判所である。アリババ等のネットオ
ークションを通して行われている司法競売手続はこれまで手数料等の費用がかからな
いため、その利用が全国の裁判所に広がっている。倒産財産のオンライン競売も、強制
執行法と「最高人民法院オンライン競売に関する規則」（以下「オンライン競売規定」
と称する）⁶を参照し、行われている。

2017年11月20日、深圳中級法院に係属している翡翠国際貨運航空会社（Jade Cargo
International）の倒産事件（清算型）において、オンライン競売にかけられていた「ボー
イング747」3機が総計4億8000万人民元（約80億円）余りで売却された。競売開始

⁶ 2016年8月2日最高人民法院によって公布された「最高人民法院オンライン競売に関する規則」
（中国語《最高人民法院关于人民法院网络司法拍卖若干问题的规定》）が、2017年1月1日より
施行される。

価格より約1億元を超えた金額で(48.94%割増し)落札されたのである⁷。2017年9月1日、深圳中級法院は、倒産財産の競売手続の改革に着手し、従来の裁判所主導のオンライン競売モデルとは異なる、新しい「管財人+補助プロバイダー+プラットフォーム」のモデルを創設した。この新たなオンライン競売モデルは、管財人によって主導され、適用される競売の方法とルールはすべて債権者集会によって議決される。裁判所は、競売手続の進行及び管財人の業務執行に対する監督・指導のみを行う⁸。今後は、中国最高人民法院が管理する「倒産情報ウェブサイト」の中に倒産財産専用のオンライン競売が導入されることが期待される⁹。

五. 倒産手続のIT化改革における問題と今後の改善

中国の最高人民法院による倒産情報プラットフォームの導入は、中国の企業倒産法の領域における画期的な出来事であった。倒産情報プラットフォームの功績は、主に以下の三つの箇所に反映されている。第1に、全ての利害関係人がアクセスできることである。債権者、債務者、株主、スポンサーおよびその他の利害関係人は、倒産情報ウェブサイトを通じて意見を表明し、文書を提出することができる。第2は、同情報ウェブサイトを提供されているサービスが情報開示に止まらずきわめて幅広いことである。当事者による倒産申立の提出、債権届出、債権者集会の参加、議決権の行使など、すべての手続をオンラインで完成することができる。これにより、手続のコストとリスクを大幅に削減することができた。第3は、情報開示の範囲が広いことである。前述のように、企業の営業秘密などの非公開情報を除き、原則として手続に関する全ての情報が開示されている。全国で発生する倒産事件がウェブを通じてオンラインで審理されることにより、全国の裁判所における倒産事件に関する裁判手続の透明性が改善され、市民の裁判に対する信頼性と裁判の権威も高められている。

しかしながら、倒産情報ウェブサイトには改善すべきところもある。第1に、外国の当事者に適用される英語バージョンが未だ備わっていない。倒産情報ウェブサイトは主に中国国内の倒産債務者と債権者のために設けられたものである。すべての倒産情報が英語に翻訳されていないため、中国語を理解できない当事者にとっては、倒産事件の情報開示は不十分であるといえよう。中国民事訴訟法264条¹⁰により、外国人が海

⁷ 新华网 http://www.xinhuanet.com/2017-12/22/c_1122154719.htm

搜狐网 http://www.sohu.com/a/206213259_689962 参照。

⁸ 人民网 <http://sz.people.com.cn/n2/2017/1213/c202846-31025621.html>

⁹ 企業倒産事件情報公開に関する規定(試行)(中国語:《关于企业破产案件信息公开的规定(试行)》)第3-6条参照。

¹⁰ 中国民事訴訟法264条により、中国に住所のない外国人や外国企業が中国弁護士に委任して訴訟を行う場合には、訴訟委任状に所在国の公証機関による公証と中国領事機構の認証が必要とされている。

(第264条の中国語:

「在中华人民共和国领域内没有住所的外国人、无国籍人、外国企业和组织委托中华人民共和国律师或者其他代理人代理诉讼,从中华人民共和国领域外寄交或者托交的授权委托书,应当经所在国公证机关证明,并经中华人民共和国驻该国使领馆认证,或者履行中华人民共和国与该所在国订立的有关条约

外から中国人民法院に倒産申立をする場合、認証・公証手続をしなければならない。また、中国企業倒産法4条¹¹に基づき、外国の当事者が中国の倒産手続に参加する際、中国民事訴訟法の関連規定によって中国の弁護士を依頼しなければならない。しかし、倒産情報ウェブサイトの導入により、外国の自然人又は法人が倒産申立、債権届出、債権者集会への参加をオンラインで行うことも想定される。この場合、当該倒産情報ウェブサイトは、国際慣行に従い、外国の当事者が容易に手続に参加する権利を保障すべきである。これが可能となれば、外国当事者の場合でも公証文書を提供する必要がなくなり、裁判文書の認証などについても中国国内で確認することができるため、当事者にとっては認証・公証の費用の負担が軽減されることとなる。第2に、現在の倒産情報ウェブサイトは、外国の倒産手続に対する承認と執行に関する制度設計を行っていない。近時、最高人民法院は国際倒産手続の承認と執行に関する司法解釈を策定する準備を行っているとされる。今後の倒産情報ウェブサイトにおいては、外国の当事者のために、国際倒産事件に対する承認・執行の手続に備えて対策を行うべきである。第3に、営業秘密の保護が、未だ不十分である。更生手続において債務者の営業秘密の漏洩を防ぐことができるかどうかは、更生企業の経営上の安全性に直接の影響を与える。現在、中国の倒産情報ウェブサイトを利用する際には、手続に参加するスポンサーに対して守秘義務の契約を締結すること及び保証金を提供することが要求されている。しかし、ほとんどのスポンサーが更生企業の同業者であるため、それら同業者が更生企業の営業秘密を不正に手に入れることを目的として、更生手続に参加する恐れがある。秘密保持契約の締結、保証金の提供のみでは、営業秘密の漏洩のリスクを排除する体制としては不十分であるといえる。第4に、倒産情報ウェブサイトと他の関連プラットフォームとが、うまくつながっていない。例えば、裁判所システムにおいては、検索、調査、被執行者の財産の確保を担当する「執行検査コントロールウェブサイト」がある。倒産手続は包括的な執行手続であるゆえ、すでに電子化された強制執行措置については倒産情報ウェブサイトに適用されるべきである。しかし、現段階では、倒産情報ウェブサイトに掲載されている情報と「執行検査コントロールウェブサイト」の情報との統一は行われていない。その他に、工商局の個人信用データベース、財産所有権登録を行う政府のウェブサイトなどの関連ウェブサイトは、技術上の限界があるために相互にリンクされていない。上記の問題について、今後の改革により徐々に改善されていくことが期待される。

手続の公平性と効率性は倒産法が求める重要な理念であり、倒産情報ウェブサイトの構築は、とりわけ倒産手続の効率性を向上させるのに多いに役立っている。しかし、手続の経済性と効率性は、倒産法が求める唯一の目標ではない。例えば、倒産法の改革

中规定的证明手续后, 才具有效力。)]

¹¹ 中国企業倒産法第4条
倒産事件の審理手続は、本法に規定がないとき、民事訴訟法の関連規定による。

により改善されるべきなのは、債権者がオンライン債権者会議に容易に参加し投票すること、および投票する前に交渉と協議を行うことである。スポンサーにとっては、更生企業に融資するかどうかを決めるために、ネットに公開されている情報のみでは不十分であり、債務者の経営状況と営利可能性に対する調査も必要である。なおプレパッケージと私的整理は法的倒産手続開始前の情報が倒産情報ウェブサイトには反映されにくいため、現在、倒産情報ウェブサイトには「事業更生 ADR の情報開示」（中国語：预重整信息披露）という項目が設けられているものの、その名前に相応する情報がほとんど載せられていないので、これも今後の課題である。

最後に一言付言すると、倒産情報の管理は必要不可欠なものであるが、倒産情報プラットフォームによる倒産手続の管理に過度に期待、依存するのは望ましい姿でない。倒産手続の実質的公平に注意を払い、形式的公平によって実質的不平等を隠すようなことは避けられるべきである。

（翻訳文責：北海道大学法学研究科 張子弦）